

議案第 13 号

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町職員定数条例（昭和 34 年 2 月三宅町条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例

三宅町職員定数条例（昭和34年2月三宅町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「107人」を「97人」、第2号中「2人」を「1人」、第6号中「1人」を「2人」、「120人」を「110人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

三宅町職員定数条例（昭和 34 年 2 月三宅町条例第 23 号）新旧対照表

改正後（案）	現 行
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 町長の事務部局の職員 <u>97</u>人 （2） 議会の事務局の職員 <u>1</u>人 （3） 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>1</u>人 （4） 教育委員会事務局の職員 <u>8</u>人 （5） 農業委員会の事務部局の職員 <u>1</u>人 （6） 公営企業の事務部局の職員 <u>2</u>人 計 <u>110</u>人	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 町長の事務部局の職員 <u>107</u>人 （2） 議会の事務局の職員 <u>2</u>人 （3） 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>1</u>人 （4） 教育委員会事務局の職員 <u>8</u>人 （5） 農業委員会の事務部局の職員 <u>1</u>人 （6） 公営企業の事務部局の職員 <u>1</u>人 計 <u>120</u>人